

## やな Pay 加盟店規約の変更について

### 1. 規約変更の理由

現行の CPM 方式(利用者提示型)によるキャッシュレス決済の方法に MPM 方式(店舗提示型)を併用するために、第 2 条(用語の定義)及び第 4 条(やな Pay 決済)に必要条文を追加いたします。変更後の本規約は令和 7 年 1 月 1 日から施行します。

### 2. 規約の変更点

#### 新 旧 対 照 条 文

| 新 条 文  | 旧 条 文  |
|--|--|
| <p>第 2 条 (用語の定義)<br/>本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。<br/>以下第 1 号から第 9 号まで省略</p> <p><u>10.「加盟店 QR」とは、本会の定める仕様に合致し、やな Pay アプリに対してやな Pay の決済処理をすることができる店舗に掲示される決済 QR コード(※)をいいます。</u></p>  | <p>第 2 条 (用語の定義)<br/>本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。<br/>以下第 1 号から第 9 号まで省略<br/>(追加)</p>  |
| <p>第 4 条(やな Pay 決済)<br/>1.加盟店は、会員がやな Pay カードまたは、やな Pay アプリを提示して商品等の販売または提供を求めた場合には、次の各号に基づき、前払式支払手段による決済及び商品等の販売または提供を行うものとします。<br/>第 1 号省略</p> <p>②やな Pay カードまたは、やな Pay アプリが有効である場合には、<u>次のいずれかの方法でやな Pay 決済処理を行うものとします。</u><br/><u>(決済方法)</u></p> <p><u>(1) 会員が、やな Pay カードまたはやな Pay アプリに表示される QR コードを加盟店に提示し、加盟店は提示された QR コードを端末で読み取り決済する方法</u></p> <p><u>(2) 会員が、やな Pay アプリを利用して加</u></p> | <p>第 4 条(やな Pay 決済)<br/>1.加盟店は、会員がやな Pay カードまたは、やな Pay アプリを提示して商品等の販売または提供を求めた場合には、次の各号に基づき、前払式支払手段による決済及び商品等の販売または提供を行うものとします。<br/>第 1 号省略</p> <p>②やな Pay カードまたは、やな Pay アプリが有効である場合には、<u>端末で手続きすることにより、やな Pay 決済処理を行うものとします。</u><br/>(追加)</p> |

|  |             |
|--|-------------|
| <p><u>盟店 QR を読み取り、商品やサービスの金額を入力し、加盟店がその金額を確認した後に決済する方法</u></p> <p>以下省略</p> | <p>以下省略</p> |
|--|-------------|

### 3. 規約の変更手続きについて

以下、やな Pay 加盟店規約第 30 条に基づき、本規約を変更します。

#### 第 30 条（定めのない事項、規約の変更）

1. 加盟店は、本規約に定めのない事項については、本会が別に定める「やな Pay 利用約款」に従うものとします。
2. 金融情勢の変動等により必要があると認められる場合は、別途定める月額利用料、ポイント発行手数料、ポイント換金額について、加盟店及び本会の協議により、合理的な範囲において変更できるものとします。
3. 前項にかかわらず、本会は、民法 548 条の 4 に基づき、本規約を変更することができるものとします。変更後の規約及びやな Pay サービスの内容を本会のホームページにて告知し、告知の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。